

新型コロナウイルス感染症に係る袖ヶ浦市介護予防・日常生活支援総合事業の請求  
取扱いについて

平素から、本市の介護保険事業の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が発出され、事業所が休業した場合等の臨時的な請求取扱いについて示されているところです。

本市においても、袖ヶ浦市介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス）の請求取扱いについて、下記のとおり整理いたしましたので、ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

なお、あくまで袖ヶ浦市における介護予防・日常生活支援総合事業の対応であること、今後の国県による通知等を踏まえ、内容を見直す場合もあることについて、あらかじめご了承ください。

記

1 取扱い方法

別紙「新型コロナウイルス感染症に係る袖ヶ浦市総合事業の請求取扱い」のとおり。

2 参考資料（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめについて(令和2年4月20日)
- ・令和元年台風台19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて(令和元年10月15日)

問い合わせ先 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1  
袖ヶ浦市高齢者支援課  
TEL : 0438-62-3225 FAX : 0438-62-3165

別紙「新型コロナウイルス感染症に係る袖ヶ浦市総合事業の請求取扱い」

1 事業所を休業し、利用者に規定回数のサービス提供を行えなかった場合

県からの要請を受けた場合や感染防止のため自主的に休業した場合に関わらず、事業所が休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画等に基づく適切な利用回数のサービス提供ができなかった場合には、当該利用者については、月の総日数から休業期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について日割り請求とします。

例) 4月休業期間 4/23(木)～4/30(木)(8日間)

4月	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木
休業期間									
サービス提供予定日	○				○			○	

(月の総日数) 30日 - (休業期間) 8日 = (日割として算定する日数) 22日

2 事業所を休業したが、利用者に規定回数のサービス提供を行った場合

休業の影響を受けず、介護予防サービス・支援計画等に基づく適切な利用回数のサービスが提供された利用者については、日割りではなく、通常の月額包括請求とします。

例) 4月休業期間 4/28(火)～4/30(木)(3日間)

4月	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木
休業期間									
サービス提供予定日			○			○			

3 事業所は休業せず、利用者の承諾を得た上でサービス提供を行わなかった場合

事業所が感染症拡大防止の観点から、利用者の承諾を得た上で月途中からサービス提供を行わなかった場合については、月の総日数からサービス停止期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について日割り請求とします。なお、サービス停止期間の起算日は、同意日とします。同意については、最終的には文書による必要がありますが、サービス停止期間終了後に得ても問題ありません。

例) 4月25日(土)に同意を得た場合

4月	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
休業期間										
サービス提供予定日			○			○				

(月の総日数) 30日 - (停止期間) 6日 = (日割として算定する日数) 24日

※事業所から利用自粛等の依頼はせず、利用者の自主判断によりキャンセルとなった場合は、通常の月額包括請求ができるものとします。

#### 4 介護予防通所介護相当サービス事業者が、代替サービスとして、訪問によるサービス提供を実施した場合

介護予防通所介護相当サービス事業者が、代替サービスとして、居宅で生活している利用者に対して職員が訪問し、通所サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合の報酬は、通常の月額包括報酬を請求できるものとします。ただし、事前に担当ケアマネジャーと協議し、利用者にサービスについて十分説明をして、必ず同意を得てください。

#### 5 介護予防通所介護相当サービス事業者が、都道府県から休業の要請を受けた場合等において、電話による安否確認を実施した場合

以下の条件を満たす場合において、通常の月額包括報酬を請求できるものとします。

①訪問によるサービスが必要ないか本人や家族等の意向を踏まえて、担当ケアマネジャーとも協議し確認すること。

※訪問が必要な利用者については、電話ではなく訪問により必要なサービスを提供してください。通所系サービス事業所の職員が訪問できない場合は、居宅介護支援事業所と連携し、代替サービスを確保してください。

②電話による安否確認について利用者が希望しており、その内容、費用について十分丁寧に説明し、実施について利用者から同意を得ていること。

③あらかじめケアプランに位置付けた利用日に、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話にて確認を実施すること。

④電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。

#### 6 4及び5に関する補足点

4及び5については、変更について事前に利用者の同意を得た場合となるため、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えなく、介護予防サービス・支援計画等のサービス内容記載の見直しについては、サービス提供後の実施としても差し支えありません。なお、同意については、最終的には文書による必要がありますが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ても問題ありません。

また、介護予防サービス・支援計画等に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算は算定可能で、減算は算定するものとします。ただし、運動器機能向上加算や口腔機能向上加算等については、有資格者が訪問・電話するなど利用者の処遇に配慮し、利用者の同意を得た上で実施してください。なお、利用者負担を考慮して、加算を算定しないことも可能です。